

財産の取得について

下記のとおり財産を取得するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び霧島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年霧島市条例第68号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

平成29年6月2日提出

霧島市長 前田 終止

記

- |             |  |
|-------------|--|
| 1 財産の種類及び数量 | 高規格救急自動車 1台  |
| 2 取得の方法     | 指名競争入札による  |
| 3 取得金額      | 金27,000,000円   |
| 4 取得の相手方    | 住所 霧島市隼人町真孝37番1号<br>氏名 鹿児島トヨタ自動車株式会社隼人店<br>店長 今別府 義尚 |

（提案理由）

霧島市消防局溝辺分遣所に配備している高規格救急自動車を更新するため、財産を取得しようとするものである。

（参照）入札状況、別紙のとおり。

(別紙)

高規格救急自動車

入札状況

入札業者名	入札金額	再入札金額	備 考
鹿児島トヨタ自動車株式会社 隼人店 店長 今別府 義尚	25,200,000円	25,000,000円	落札額 消費税額 2,000,000円
鹿児島日産自動車株式会社 代表取締役 岩島 達郎	27,400,000円	辞退	
鹿児島森田ポンプ株式会社 代表取締役 尾曲 昭二	30,000,000円	辞退	